

坂出港台風・津波対策委員会規約

坂出港台風・津波対策委員会会則

(名 称)

第1条 本会は、坂出港台風・津波対策委員会（以下「委員会」という）と呼称する。

(目 的)

第2条 坂出港における台風及び地震発生に伴う津波等（以下「台風等」という。）による船舶等の安全対策について必要な事項を協議し、その実施を推進する。

(業 務)

第3条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 台風災害

- イ 港内の台風影響に関する調査
- ロ 港内の台風対応策の策定
- ハ その他本会の目的達成に必要な事項

(2) 津波災害

- イ 港内の津波影響に関する調査
- ロ 港内の津波対応策の策定
- ハ その他本会の目的達成に必要な事項

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、坂出海上保安署におく。

(会 員)

第5条 委員会は、坂出港に関係ある行政機関及び企業並びに団体をもって会員とする。

(役 員)

第6条 委員会に次の役員をおく。

(1) 委員長 1名

- (2) 副委員長 1名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 特別委員 若干名 (関係官公署等)

(委員長等の職務等)

第7条 各委員の職務及び任期は次のとおりとする。

(委員長)

- (1) 議事、その他会務を統括する。
- (2) 任期は、2年とし留年を妨げない。

(副委員長)

- (1) 委員長を補佐し委員長が会務を統括することができな合、委員長の職務を代行する。
- (2) 任期は、2年とし留年を妨げない。

(常任委員)

- (1) 委員長及び副委員長に協力し会務を担当する。
- (2) 任期は、2年とし留年を妨げない。

(特別委員)

委員会における協議内容等につき必要な助言等を行う。

(委員会)

第8条 会議は、委員長が必要と認めた場合、会を招集することができる。

(対策の実施等)

第9条 委員会は、会議において決定した事項及び港長の船舶等に対する指示、勧告等を船舶等に伝達するものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が役員と協議して定める。

附 則 この会則は平成17年5月26日から実施する。

台風・津波災害防止要綱

23.7.29 承認

23.8.1 運用

1 総則

この要領は、坂出港に影響を与える台風、異常気象及び津波の来襲により災害の発生が予想される場合、坂出港台風・津波対策委員会の委員が措置すべき事項を明示し、「坂出港台風・津波対策委員会規約」に定める目的を達成することとする。

2 気象情報

台風等の進路・勢力・強風圏等の予測は、公的機関の発表する気象情報を基準とする。

3 発令の手続き

- (1) 発令は、発令区分に基づき坂出港長から発令する。
- (2) 坂出港台風・津波対策委員会の委員長は、坂出港長が発令するに際し、意見を求められた場合、これに協力する。
- (3) 坂出港長からの発令事項は、事務局から各会員あて FAX 等で周知する。

4 警戒体制等の種類

- (1) 台風及び異常気象の警戒体制
別表 1 のとおりとする。
- (2) 津波の警戒体制
別表 2 のとおりとする。